

## 湯河原町ファミリーサポートセンター会則

(趣旨)

第1条 この会則は、湯河原町ファミリーサポートセンター事業実施要綱（以下「要綱」という。）に定める育児の援助事業を円滑に行うために、必要な事項を定めるものとする。

(事務局)

第2条 湯河原町ファミリーサポートセンター（以下「センター」という。）は、事務局を湯河原町地域福祉センターに置く。

(会員の種別及び要件)

第3条 センターの会員は、サポート会員、ファミリー会員及び両方会員に種別するものとする。

2 会員は、会員相互による育児の援助活動（以下「援助活動」という。）に理解と熱意を有し、次に掲げる要件に該当する者でなければならない。

(1) サポート会員にあつては、育児の援助を行いたい者で町内に在住、在勤又は町内での育児援助活動を希望する20歳以上で、心身ともに健康で積極的に援助活動を行うことができる者であること。また、町が主催する「子育て支援ボランティア講座」の全課程を修了した者であること。ただし、保育士等の有資格者については、この限りでない。

(2) ファミリー会員にあつては、育児の援助を受けたい者で町内に在住又は在勤し、生後3箇月から中学校修了までの子ども（以下「対象児童」という。）を養育している者であること。

3 サポート会員及びファミリー会員は、これを兼ねることができる。サポート会員及びファミリー会員双方に登録した者を両方会員という。

(入会)

第4条 会員として入会しようとする者は、センターに湯河原町ファミリーサポートセンター入会申込書（様式第1号）（以下「入会申込書」という。）を提出し、センターの承認を得なければならない。

2 センターは、会員として入会を承認したときは、ファミリーサポートセンター会員証（様式第2号）（以下「会員証」という。）を発行するものとする。

3 会員は、会員登録の内容に変更が生じたときは、速やかに湯河原町ファミリーサポートセンター会員登録変更届（様式第3号）をセンターに提出しなければならない。

(退会)

第5条 会員は、退会しようとするときは、湯河原町ファミリーサポートセンター退会届（様式第4号）（以下「退会届」という。）に会員証を添えてセンターに提出しなければならない。

(会員の責務)

第6条 会員は、援助活動を政治、宗教、営利目的等のために利用してはならない。

2 会員は、お互いの人格及びプライバシーを尊重し、援助活動により知り得た他

の会員に関する個人情報等を他に漏らしてはならない。また、退会後も同様とする。

3 会員は、援助活動に係る問題及び事故が生じた場合、当事者である会員間において解決するものとする。

(会員資格の喪失)

第7条 会員は、次に掲げるいずれかに該当したとき、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 第3条第2項に規定する会員の要件を満たさなくなったとき。
- (3) 会則に違反した場合又は会員として適格性を欠くと認められたとき。
- (4) その他会員としてふさわしくない行為があったとき。

(援助活動の内容)

第8条 援助活動は、要綱第5条第1項の規定に基づき、生後3箇月から中学校修了までの子ども（以下「対象児童」という。）を養育している者に対して実施するものとする。ただし、病児に対する援助活動は行わないものとする。

2 サポート会員が行う援助活動は、次のとおりとする。ただし、中学生を養育している者に対しての援助活動は、送迎のみとする。

- (1) 保育所、幼稚園、小学校及び放課後児童クラブ（以下「保育施設等」という。）の開始前又は終了後の預かり
- (2) 保育施設等への送迎
- (3) 冠婚葬祭及び他の子どもの学校行事の際の預かり
- (4) 買い物、外出、保護者の病気等の際の預かり
- (5) 習い事、塾等への送迎
- (6) 前各号に掲げるもののほか、ファミリー会員の育児に関して必要な援助

3 援助活動の時間は、原則として午前7時から午後7時までの間とし、宿泊を伴う援助は行わないものとする。

4 子どもの預かりによる援助活動は、原則としてサポート会員の家庭において行うものとする。ただし、サポート会員及びファミリー会員の間で合意がある場合は、この限りでない。

(援助活動の実施方法)

第9条 援助活動を受けようとするファミリー会員は、原則として援助を必要とする日の1箇月前から5日前（センターの休業日は含めない。）までの間に、センターに申込みをするものとする。

2 前項の規定によりファミリー会員から援助活動の申込みを受けたセンターは、ファミリー会員が希望する援助活動の内容、日時等を確認し、依頼内容にふさわしいと認められるサポート会員との調整を行うものとする。

3 センターは、前項の規定により援助活動の調整を行ったときは、援助活動受付・調整簿（様式第5号）にその内容を記録するものとする。

4 ファミリー会員及びサポート会員は、事前に援助活動の内容等について十分な協議を行い、両者合意の上で決定するものとする。

5 ファミリー会員は、依頼内容に変更が生じた場合及び援助活動を取消す場合には、その旨をサポート会員及びセンターへ連絡するものとする。

- 6 ファミリー会員は、援助活動を取消す場合は、別表に定める基準に従い、サポート会員へ取消料を支払うものとする。ただし、援助を受ける日の前日までにサポート会員及びセンターへ連絡をした場合は、この限りでない。
- 7 サポート会員は、援助活動の実施が決定された後に、サポート会員の都合により援助活動を実施することができなくなった場合は、直ちにファミリー会員に知らせ、かつ、センターに報告するものとする。
- 8 サポート会員は、援助活動の実施にあたり、次に掲げる義務を負う。
  - (1) サポート会員は、援助活動中の子どもの安全確保に努めなければならない。
  - (2) サポート会員は、援助活動中の子どもに異常を認めるときはファミリー会員に連絡するとともに、状況に応じた適切な処置をとるものとする。
- 9 ファミリー会員は、援助活動終了後、要綱第5条第2項の規定に基づき、サポート会員に対し別表に定める基準に従い、援助活動に係る利用料金及び実費を支払うものとする。
- 10 サポート会員は、援助活動を実施したときは、援助活動の実施内容を活動報告書（様式第6号）に記入し、ファミリー会員の確認を受け、援助活動を実施した月の翌月8日までにセンターに提出するものとする。

（センターの開設時間及び休業日）

第10条 センターの開設時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

2 センターの休業日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (3) 1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日まで

3 必要と認めるときは、臨時に開設及び休業することができる。

## 附 則

（施行期日）

1 この会則は、平成25年10月1日から施行する。

（準備行為）

2 第4条の規定による会員の入会手続きに関し、必要な準備行為は施行日前に行うことができる。

附 則（平成28年10月21日改正）

附 則（令和4年5月25日改正）

別表（第9条第6項及び第9項関係）

湯河原町ファミリーサポートセンター事業の利用料金等に関する基準

	区 分		基準金額
利 用 料 金	ア 月曜日～金曜日の午前7時から午後7時まで		30分あたり 350円
	イ 月曜日～金曜日の上記以外の時間		30分あたり 450円
	ウ 土曜日、日曜日、祝日、及び年末年始		30分あたり 450円
	<p>(1) 利用料金の算定は、サポート会員が援助活動を開始したときからファミリー会員又はファミリー会員が指定する者に子どもを引き渡したときまでの時間とする。また、サポート会員宅以外での活動は、サポート会員が自宅を出て帰宅するまでの時間とする。</p> <p>(2) 援助活動が30分に満たない端数は、30分あたりの金額とする。</p> <p>(3) 上記の利用料金は、子ども一人当たりの金額とする。ただし、同一世帯で2人以上の子どもを預ける場合は、2人目から上記区分アの場合30分あたり200円、上記区分イ及びウの場合30分あたり250円とし、3人まで預けることができる。</p> <p>(4) 原則として、同時に複数のファミリー会員に対する援助活動は行わないものとする。</p>		
実 費	<p>(1) 食事・おやつ代 食事（ミルク）、おやつ、おむつ等は、原則としてファミリー会員が用意する。ただし、ファミリー会員がサポート会員に依頼し、サポート会員が用意した場合は、実費を支払うものとする。その際の見安として、食事1人1食300円、おやつ1人1食100円とする。</p>		
	<p>(2) 送迎等に係る交通費 援助活動における送迎等で公共交通機関、タクシー等を利用した場合は、実費を支払うものとする。また、サポート会員の自家用自動車を使用する場合は、1キロメートル当たり30円として算定する。</p>		
取 消 料	前日までの取消し	無料	*依頼時間が30分に満たない場合は、30分とみなす。
	当日の取消し	依頼予定時間の利用料金の半額	
	無断の取消し	依頼予定時間の利用料金の全額	
支 払 方 法	<p>利用料金等は、援助活動終了後にその都度、ファミリー会員がサポート会員に直接支払うものとする。</p>		